

顧客等からの著しい迷惑行為の防止対策の推進に係る関係省庁連携会議 開催要綱

令和2年〇月〇日
関係省庁申し合わせ

1. 趣旨

近年、労働者に対する悪質なクレームなど顧客等からの著しい迷惑行為が問題化しており、令和元年5月末に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の附帯決議においても、その防止に向けて必要な措置を講ずることとされている。

今般、関係省庁が密接に連携し、こうした行為の防止対策を総合的かつ効果的に推進するため、顧客等からの著しい迷惑行為の防止対策の推進に係る関係省庁連携会議（以下「会議」という。）を設置する。

2. 構成員

- (1) 会議の構成員は別紙のとおりとする。構成員は、必要に応じて追加することができるものとする。
- (2) 会議は、必要があると認めるときには、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

3. 事務局

会議の事務は、厚生労働省雇用環境・均等局（雇用機会均等課）において処理する。

4. その他

会議は非公開とする。会議の資料については、特に非公開とされたものを除き、公開する。会議の要旨についても、これを公開する。

上記のほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議において定める。

(別紙)

消費者庁消費者教育推進課長

厚生労働省医政局医事課長

厚生労働省医政局看護課長

厚生労働省医政局歯科保健課長

厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課長

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

農林水産省食料産業局企画課長

農林水産省食料産業局食品製造課長

経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課長

経済産業省商務・サービスグループサービス政策課サービス産業室長

国土交通省総合政策局交通政策課長

(オブザーバー)

警察庁生活安全局生活安全企画課都市防犯対策官

法務省人権擁護局人権啓発課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長